

令和6年度 公文書開示（2月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R7. 1. 24	R7. 2. 6	令和6年4月28日執行衆議院議員補欠選挙（東京都第15区）における立候補届出書類、選挙運動費用収支報告書、選挙運動費用収支報告書に係る領収書（1名）	1		1					1	1	1						・東京都情報公開条例第7条第2号 領収書に記載の担当者名やクレジットカード情報、銀行名、銀行番号、支店番号・口座（当座）番号、電話番号及び立候補届出書類の本籍地等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第3号 口座情報等については、取引先等の限られた一定範囲の者のみに明らかにしている内部管理情報であることから、公にすることにより、当該法人の競争上の地位又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 領収書等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課
2	R7. 1. 24	R7. 2. 6	第39回衆院選における都内で立候補した〇〇の候補者の（計25名）立候補関係書類一式					1											・東京都情報公開条例第11条第2項 請求のあった公文書は、不存在	選挙管理委員会事務局 選挙課
3	R6. 12. 11	R7. 2. 7	令和5年分政治資金収支報告書と併せて提出される領収書等の写し（1団体）	1		1					1		1						・東京都情報公開条例第7条第2号 特定の個人の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 総務課
4	R6. 12. 11	R7. 2. 7	令和5年分政治資金収支報告書と併せて提出される領収書等の写し（1団体）	1		1					1		1						・東京都情報公開条例第7条第2号に該当 特定の個人の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号に該当 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 総務課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
5	R7. 1. 28	R7. 2. 7	政治資金収支報告書に併せて提出された領収書等の写し（令和 5 年分）（1 2 団体）					1											・ 東京都情報公開条例第 1 1 条第 2 項 請求のあった公文書は、不存在	選挙管理委員会事務局 総務課
6	R6. 12. 9	R7. 2. 7	令和 6 年 7 月 7 日執行東京都知事選挙執行状況調査表（2 3 区分） 令和 6 年 7 月 7 日執行東京都知事選挙執行状況調査表（2 5 市分、 武蔵村山市分を除く）	1		1					1								・ 東京都情報公開条例第 7 条第 2 号 区市の職員名等は、個人の名前や個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの 又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利 利益を害するおそれがあるものに該当するため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課
7	R7. 1. 28	R7. 2. 10	令和 6 年執行東京都知事選挙及び東京都議会議員補欠選挙事務処理 の手引 令和 6 年執行東京都知事選挙立候補届出の手引 令和 6 年執行東京都知事選挙立候補届出様式集 令和 6 年執行都知事・都議補選_公費負担請求の手引・本文（候補者 用） 令和 6 年執行東京都知事・都議補選_公費負担請求の手引・様式集 （候補者用） 令和 6 年執行東京都知事・都議補選_公費負担請求の手引・記載例 （候補者用） 令和 6 年執行東京都知事・都議補選_公費負担請求の手引（契約書ひ ながた） 令和 6 年執行東京都知事・都議補選_公費負担請求の手引（事業者 用） 令和 6 年執行東京都知事東京都議会議員補欠選挙確認団体の手引き 令和 6 年執行東京都知事選挙・東京都議会議員補欠選挙収支報告書 の手引 令和 6 年執行東京都知事東京都議会議員補欠選投票の効力判定事務 の手引	1	1															選挙管理委員会事務局 選挙課
8	R7. 1. 28	R7. 2. 10	①令和 6 年 7 月 7 日執行東京都知事選挙東京都議会議員補欠選挙執 行計画 ②次の候補者が提出した「選挙ポスター」に関する（契約業者から 提出されたものを含む）文書や図面、電磁的記録（5 名）				1	1											・ 東京都情報公開条例第 1 1 条第 2 項 請求のあった公文書②については、不存在 ・ 東京都情報公開条例第 1 8 条第 2 項 請求のあった公文書は①については、インターネットによる公表情報等に該当する ため不開示	選挙管理委員会事務局 選挙課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
9	R7. 2. 5	R7. 2. 10	令和 6 年 7 月 7 日執行東京都知事選挙における選挙運動費用収支報告書、選挙運動費用収支報告書に係る領収書（1 名）	1		1					1		1						・ 東京都情報公開条例第 7 条第 2 号 領収書に記載の担当者名やクレジットカード情報、銀行名、銀行番号、支店番号・口座（当座）番号、電話番号等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、不開示とする。 ・ 東京都情報公開条例第 7 条第 4 号 領収書等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課
10	R7. 2. 6	R7. 2. 17	令和 6 年 7 月 7 日執行東京都知事選挙における選挙運動費用収支報告書、選挙運動費用収支報告書に係る領収書（1 名）	1		1					1		1						・ 東京都情報公開条例第 7 条第 2 号 領収書に記載の担当者名やクレジットカード情報、銀行名、銀行番号、支店番号・口座（当座）番号、電話番号等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、不開示とする。 ・ 東京都情報公開条例第 7 条第 4 号 領収書等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課
11	R7. 2. 14	R7. 2. 18	寄附金（税額）控除のための書類（令和 3 年、令和 4 年、令和 5 年）（2 名） 寄附金（税額）控除のための書類（令和 3 年、令和 5 年）（5 名）	1	1															選挙管理委員会事務局 総務課
12	R7. 2. 6	R7. 2. 18	令和 6 年 7 月 7 日執行東京都知事選挙における選挙運動費用収支報告書、選挙運動費用収支報告書に係る領収書（1 名）	1		1					1		1						・ 東京都情報公開条例第 7 条第 2 号 領収書に記載の担当者名やクレジットカード情報、銀行名、銀行番号、支店番号・口座（当座）番号、電話番号等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、不開示とする。 ・ 東京都情報公開条例第 7 条第 4 号 領収書等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課
13	R7. 2. 7	R7. 2. 18	令和 6 年 7 月 7 日執行東京都知事選挙における選挙運動費用収支報告書、選挙運動費用収支報告書に係る領収書（1 名）	1		1					1		1						・ 東京都情報公開条例第 7 条第 2 号 領収書に記載の担当者名やクレジットカード情報、銀行名、銀行番号、支店番号・口座（当座）番号、電話番号等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、不開示とする。 ・ 東京都情報公開条例第 7 条第 4 号 領収書等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
14	R7. 2. 7	R7. 2. 18	令和 6 年 7 月 7 日執行東京都知事選挙における選挙運動費用収支報告書（4 名）	1	1															選挙管理委員会事務局 選挙課
15	R7. 2. 7	R7. 2. 18	令和 6 年 7 月 7 日執行東京都知事選挙における選挙運動費用収支報告書（3 名） 令和 6 年 7 月 7 日執行東京都知事選挙における選挙運動費用収支報告書に係る領収書（1 名）	1		1							1						・ 東京都情報公開条例第 7 条第 4 号 領収書の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課
16	R6. 12. 20	R7. 2. 18	令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行衆議院議員選挙における選挙運動費用収支報告書、選挙運動費用収支報告書に係る領収書（1 名）	1		1					1		1						・ 東京都情報公開条例第 7 条第 2 号 領収書に記載の担当者名やクレジットカード情報、銀行名、銀行番号、支店番号・口座（当座）番号、電話番号等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、不開示とする。 ・ 東京都情報公開条例第 7 条第 4 号 領収書等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課
17	R7. 2. 10	R7. 2. 18	令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行衆議院議員選挙における選挙運動費用収支報告書（1 名）	1	1															選挙管理委員会事務局 選挙課
18	R6. 12. 6	R7. 2. 21	令和 5 年分の政治資金収支報告書と併せて提出される領収書等の写し（1 団体）	1		1					1		1						・ 東京都情報公開条例第 7 条第 2 号 特定の個人の氏名等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため、不開示とする。 ・ 東京都情報公開条例第 7 条第 4 号 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 総務課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
19	R7. 1. 10	R7. 2. 21	政治資金収支報告書に添付された領収書等の写し(令和 5 年解散分) (3 団体)	1		1					1		1						・ 東京都情報公開条例第 7 条第 2 号 特定の個人の氏名等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため、不開示とする。 ・ 東京都情報公開条例第 7 条第 4 号 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 総務課
20	R7. 2. 10	R7. 2. 21	令和 6 年 7 月 7 日執行東京都知事選挙における選挙運動費用収支報告書、選挙運動費用収支報告書に係る領収書（1 名）	1		1					1		1						・ 東京都情報公開条例第 7 条第 2 号 領収書に記載の担当者名やクレジットカード情報、銀行名、銀行番号、支店番号・口座（当座）番号、電話番号等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、不開示とする。 ・ 東京都情報公開条例第 7 条第 4 号 領収書等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課
21	R7. 2. 10	R7. 2. 21	令和 6 年 7 月 7 日執行東京都知事選挙における選挙運動費用収支報告書（3 名）	1	1															選挙管理委員会事務局 選挙課
22	R7. 2. 10	R7. 2. 21	令和 6 年 7 月 7 日執行東京都知事選挙における選挙運動費用収支報告書、選挙運動費用収支報告書に係る領収書（1 名）	1		1					1		1						・ 東京都情報公開条例第 7 条第 2 号 領収書に記載の担当者名やクレジットカード情報、銀行名、銀行番号、支店番号・口座（当座）番号、電話番号等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、不開示とする。 ・ 東京都情報公開条例第 7 条第 4 号 領収書等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課
23	R7. 2. 14	R7. 2. 21	令和 6 年 7 月 7 日執行東京都知事選挙における選挙運動費用収支報告書、選挙運動費用収支報告書に係る領収書、選挙運動事務員等届出書、選挙事務所設置届、立候補届出書類、公費負担請求申請書類（1 名）	1		1					1		1						・ 東京都情報公開条例第 7 条第 2 号 立候補届出書類等に記載の電話番号等や戸籍謄（抄）本、領収書等に記載の担当者名やクレジットカード情報、銀行名、銀行番号、支店番号・口座（当座）番号、電話番号等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、不開示とする。 ・ 東京都情報公開条例第 7 条第 4 号 立候補届出書類や領収書等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
24	R7. 2. 14	R7. 2. 21	令和 6 年 7 月 7 日執行東京都知事選挙における選挙運動費用収支報告書、選挙運動費用収支報告書に係る領収書（1 名）	1		1					1		1						・ 東京都情報公開条例第 7 条第 2 号 領収書に記載の担当者名やクレジットカード情報、銀行名、銀行番号、支店番号・口座（当座）番号、電話番号等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、不開示とする。 ・ 東京都情報公開条例第 7 条第 4 号 領収書等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課
25	R6. 12. 26	R7. 2. 21	令和 6 年 10 月 27 日執行衆議院議員選挙（東京都第 15 区）における選挙運動費用収支報告書（5 名）	1	1															選挙管理委員会事務局 選挙課
26	R7. 2. 12	R7. 2. 21	令和 6 年 7 月 7 日執行東京都知事選挙における選挙運動費用収支報告書、選挙運動費用収支報告書に係る領収書（1 名）	1		1					1		1						・ 東京都情報公開条例第 7 条第 2 号 領収書に記載の担当者名やクレジットカード情報、銀行名、銀行番号、支店番号・口座（当座）番号、電話番号等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、不開示とする。 ・ 東京都情報公開条例第 7 条第 4 号 領収書等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課
27	R7. 2. 13	R7. 2. 25	令和 6 年 7 月 7 日執行東京都知事選における選挙運動費用収支報告書に関する領収書（1 団体）	1		1							1						・ 東京都情報公開条例第 7 条第 4 号 領収書等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課
28	R7. 1. 6	R7. 2. 27	令和 3 年 7 月 4 日執行東京都議会議員選挙における選挙運動費用収支報告書、公費負担請求申請書類（6 名）	1		1					1	1	1						・ 東京都情報公開条例第 7 条第 2 号 請求書等に記載の担当者名やクレジットカード情報、電話番号等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、不開示とする。 ・ 東京都情報公開条例第 7 条第 3 号 口座情報等については、取引先等の限られた一定範囲の者のみに明らかにしている内部管理情報であることから、公にすることにより、当該法人の競争上の地位又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため不開示とする。 ・ 東京都情報公開条例第 7 条第 4 号 請求書等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
29	R7. 1. 10	R7. 2. 28	令和 6 年 1 0 月 2 7 日 執行衆議院議員選挙における選挙運動費用収支報告書、選挙運動費用収支報告書に係る領収書（4 名）	1		1					1		1						・ 東京都情報公開条例第 7 条第 2 号 領収書に記載の担当者名やクレジットカード情報、銀行名、銀行番号、支店番号・口座（当座）番号、電話番号等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、不開示とする。 ・ 東京都情報公開条例第 7 条第 4 号 領収書等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課
30	R7. 1. 10	R7. 2. 28	令和 6 年 1 0 月 2 7 日 執行衆議院議員選挙における公費負担関係書類一式（4 名）					1											・ 東京都情報公開条例第 1 1 条第 2 項 請求のあった公文書は、不存在	選挙管理委員会事務局 選挙課